

大阪狭山市監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和4年(2022年)2月4日

大阪狭山市監査委員
北井末廣
松尾 巧

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

大阪狭山市商工会

2 監査の範囲

大阪狭山市商工会の補助金に係る出納その他の事務の執行

3 監査の実施期間

令和3年12月6日から令和3年12月24日

4 実施した監査手続

大阪狭山市商工会の補助金に係る出納その他の事務の執行が、財政的援助等の目的に沿って行われているかどうかを主眼とし、関係帳票等の提出を求めてこれを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

また、所管部局である産業振興・魅力創出グループの補助金に関する事務の執行について、同グループから提出された関係書類に基づいて監査を実施した。

第2 監査の結果等

1 財政援助団体の概要

名称	大阪狭山市商工会		
所在地	大阪狭山市今熊一丁目540番地の3		
代表者名	会長 中嶋 芳彦		
所管部局	市民生活部 産業振興・魅力創出グループ		
設立年月日	1968年(昭和43年)10月28日		
役員・職員数	((役員)) 会長	1人	副会長 2人
	理事	28人	監事 2人
	((職員)) 正職	5人	嘱託 1人
	アルバイト	3人	

会員数 1,182人

設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与すること。

業務内容

1. 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
2. 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
3. 商工業に関する調査研究を行うこと。

- 4 . 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
- 5 . 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。
- 6 . 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- 7 . 商工業に関する意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- 8 . 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- 9 . 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- 10 . 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務(その従業員のための事務を含む)を処理すること。
- 11 . 大阪府商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。
- 12 . 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。
- 13 . 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- 14 . 外国人技能実習生の受入に関する事業を行うこと。
- 15 . 職業紹介事業を行うこと。
- 16 . 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2	令和3年度補助金交付決定額	商工会補助金	10,000,000円
		地域活性化事業補助金	1,500,000円

3 監査の結果と意見

大阪狭山市商工会の補助金に係る出納その他の事務は関係法令等に従い適正に執行されているものと認められた。

今後も引き続き適正な事務執行に努められたい。